

シンガポールにおける知的財産の法的手続 にかかる根拠規定と担当機関【その1】

Drew & Napier LLC

Lim Siau Wen



Drew & Napier 事務所 は 1889 年に設立された総合法律事務所である。約 250 名の弁護士が在籍している。Wen 氏はシンガポール弁護士であり、10 年以上の知的財産関連の経験を有している。知的財産に関する訴訟および商標、著作権、ドメイン名、意匠、営業秘密等を専門分野としている。

知的財産に関する紛争の法的手続は、内容に応じてシンガポール知的財産庁商標登録局または高等裁判所に提起する。異議申立は、商標登録局に提起し、取消請求および無効請求は、商標登録局または高等裁判所に提起する。高等裁判所では、情報技術紛争に関して、その専門知識と経験を備えた裁判官を特定する専門家リストを策定している。さらに高等裁判所は、知的財産紛争に関して、事件管理要点と専門家実務を定める知的財産裁判所便覧もまとめている。シンガポールにおける知的財産の法的手続にかかる根拠規定と担当機関について、全 2 回のシリーズで紹介する。

■ 商標

商標異議申立手続

商標異議申立手続は、商標登録局に提起する。シンガポール商標法第 13 条(2)は、以下通り規定している。

シンガポール商標法第 13 条(2)

(2)何人も、出願公告日から所定の期間内に、登録官に登録異議を申し立てることができる。

商標取消請求手続および無効請求手続

商標取消請求手続および無効請求手続については、以下のシンガポール商標法第 22 条(5)および第 23 条(5)の規定がある。

シンガポール商標法第22条(5)

(5)何人も取消を請求することができ、次の場合を除き、登録官または裁判所の何れかに行うことができる。

- (a) 問題の商標に関する手続が裁判所で係属中の場合、請求は裁判所にしなければならない。
- (b) その他の場合において請求が登録官になされる場合、登録官は手続の何れの段階でも請求を裁判所に付託することができる。

シンガポール商標法第23条(5)

(5)何人も無効宣言の請求をすることができ、次の場合を除き、登録官または裁判所の何れかに行うことができる。

- (a) 無効宣言の請求対象となる商標に関する裁判所手続が係属中の場合は、申請は、裁判所にしなければならない。 および
- (b) その他の場合において申請が登録官になされる場合は、登録官は、手続の何れの段階でも申請を裁判所に付託することができる。

商標権侵害訴訟

商標権侵害訴訟は、高等裁判所に提起する。商標法第31条(1)および(2)は、以下の通り規定している。

シンガポール商標法第31条(1)および(2)

(1)登録商標の侵害は、商標の所有者が提訴することができる。
(2)本法の規定に従うことを条件として、裁判所が侵害訴訟において付与することのできる救済の種類には次を含む。

- (a) 差止命令（もしあれば、裁判所が適当と認める条件に従う）、および
- (b) 損害賠償
- (c) 利益の返還
- (d) (d)(5)が適用される何れかの場合における(5)(c)にいう法定損害賠償

シンガポール裁判所規則も、商標法に従い高等裁判所に提起された請求に関する特別規定を定めている。裁判所規則命令 87、規則 1～3 は、以下の通り規定している。

・ 解釈（命令 87、規則 1）

1. 本命令において、

「本法」とは、商標法（Chapter 332）をいう。

「登録商標」とは、本法または旧法に基づき登録された商標をいう。

「登録官」とは、商標登録官をいう。

「旧法」とは、本法により廃止された商標法（Chapter 332、1992 年版）をいう

・ 裁判所に対する請求（命令 87、規則 2）

2. (1) 規則 3 を前提として、本法または旧法に基づく高等裁判所に対するあらゆる請求は、手続開始申立書により開始されなければならない。

(2) 手続開始申立書は、両当事者および登録官に送達されなければならない。

(3) 登録官が本法または旧法に基づき自己に提出された請求を高等裁判所に付託する場合には、請求人が付託決定通知を受領後 1 ヶ月以内に裁判所に請求を提出しない限り、請求人は当該請求を放棄したと見なされる。

(4) 上記(3)に定められた期間は、あらゆる利害関係者の申請に応じて登録官により延長することができ、当該期間の満了後まで延長申請が提出されなかった場合でも延長することができる。ただし、上記の規定は、命令 3、規則 4 に基づき当該期間を延長する裁判所の権限を損なうために適用してはならない。

・ 登録商標の侵害訴訟：係争対象の登録の有効性（命令 87、規則 3）

3. (1) いずれかの訴訟において、登録商標の侵害に対する救済を求める申立が提出された場合、その申立により不利益を受ける当事者は、自己の抗弁において当該商標の登録の有効性を争点にする、または当該登録の取消、もしくは当該登録の無効宣言、もしくは登録簿の修正を求めて反訴を提起する、あるいはこれらの全部または一部を行うことができる。

(2)かかる訴訟の当事者であって、自己の訴答書面において（抗弁または反訴としてかどうかを問わない）登録商標の登録の有効性について論争する、または当該登録の取消命令、もしくは当該登録の無効宣言、もしくは登録簿の修正命令を求める当事者は、自己の論拠となる当該登録の有効性に対する異議の詳細を示した訴答書面を送達しなければならない。

(3)上記(2)に言及された当事者は、裁判所への訴答書面の提出から7日以内に、当該訴答書面（当該登録の有効性に対する異議の詳細のコピーを含む）を登録官に送達しなければならない。登録官は、裁判所により許される範囲内で当該訴訟に参加する権利を有するが、裁判所により命令されない限り、抗弁その他の訴答書面を送達する必要はない。

シンガポールにおける知的財産の法的手続にかかる根拠規定と担当機関、「特許」について、【その2】で解説する。

【その2】へ続く

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)